

物 件 明 細

物件番号		所在地 (路線名)		高石市綾園七丁目136番4 外 (主要地方道泉大津美原線綾園高架橋下)		交通 機関		南海本線 北助松駅 東約400m		最 低 占用料 (年額)		328,370円／年		占用期間		5年			
2																			
土地の概要										特記事項									
面 積		占用許可対象面積 412 ㎡										1 平面駐車場(ただし、自社用に限る。)等、平面利用を想定しております。利用形態については、「道路占用許可基準:高架の道路の路面下に設ける施設」をご確認ください。							
接面道路 の状況		北側:府道・幅員約9.8m・舗装有・高低差無(一方通行) 南側:府道・幅員約13.4m・舗装有・高低差無(一方通行)										2 占用期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までとします。							
法令に 基づく 制限	都 市 計画法	市街化区域内																	
		用途地域		第二種住居地域															
		地域地区		準防火地域															
		建ぺい率		60%		容積率		200%											
	その他の 法令等	・道路法(主要地方道泉大津美原線区域内) ・消防法																	
その他条件		火気厳禁																	
供給 処理 施設の 状況	区分	配管等の状況				照会先及び電話番号													
		対象地周辺		対象地内															
	公営 水道	本管		引込管		大阪広域水道企業団高石水道センター工務担当 072-275-6426													
		有		無															
	電気	配電線		引込線		関西電力送配電株式会社コンタクトセンター 0800-777-3081													
		有		無															
	都市 ガス	本管		引込管		大阪ガスネットワーク株式会社 06-6202-2141													
		無(近隣有)		無															
	公共 下水道	本管		引込管		高石市土木部下水道課 072-265-1001(代)													
		有		無															
3 対象地への車両等の出入りについては、大阪府鳳土木事務所及び大阪府高石警察署と協議し、事前承認を得てください。 アスファルト舗装等の施設又は工作物の撤去、形状変更等については、大阪府鳳土木事務所と協議してください。また、車両等の衝突により橋脚に損傷が発生しないよう、適切な場所に保護柵等を設置してください。なお、それらの整備等に要する費用は全て占用者の負担となります。 (お問い合わせ先) 大阪府鳳土木事務所 管理課 電話 072-273-0123(代) 大阪府高石警察署 交通課 電話 072-265-1234(代)																			
4 対象地の地下には、高架道路排水(鳳土木事務所)、送泥管(南部流域下水道事務所)、下水(高石市)の配管及びマンホール等が埋設及び設置されています。排水が生じる利用をする場合は、道路及び既設集水桝等へは流さないでください。排水等の処理および舗装面以下の工事を行う際には鳳土木事務所及び関係機関と協議し、施工して下さい。また、これらの関係者が立ち入ることがあります。マンホール上には物件を置かないようにし、さらに上記の者による実地調査等で対象地にある施設が支障となる場合は、施設の撤去または移動をお願いします。なお、撤去又は移動等に必要な費用等については、占用者の負担となります。 (お問い合わせ先) 大阪府鳳土木事務所 管理課 電話 072-273-0123(代) 大阪府南部流域下水道事務所 維持管理課 電話 072-438-8235 高石市土木部 下水道課 電話 072-265-1001(代)																			
5 対象地には電気の引込柱、分電盤、照明設備および地中配管が設置されていますが、これは現占用者が設置したもので、本来、対象地内には設置されていません。それらの施設を継続して使用される場合は後述12のとおり、現占用者と譲渡等の協議を行ってください。 新たに電気の引込線等を設置される場合は、大阪府鳳土木事務所及び関西電力送配電株式会社と協議してください。また、電気の引込みに伴う協議及び費用等は、全て占用者の負担となります。 (お問い合わせ先) 大阪府鳳土木事務所 管理課 電話 072-273-0123(代) 関西電力送配電株式会社コンタクトセンター 電話 0800-777-3081																			

特記事項

- | | |
|--|--|
| <p>6 対象地の地下には、ガスの配管が埋設されています。詳細な埋設箇所の確認や、その付近の掘削等を行う場合には大阪ガス株式会社にお問い合わせください。また、対象地中央付近にはガスのマンホールが設置されており、これらの関係者が立ち入ることがあります。マンホール上には物件を置かないようにし、さらに上記の者による実地調査等で対象地にある施設が支障となる場合は、施設の撤去または移動をお願いします。なお、撤去又は移動等に必要な費用等については、占有者の負担となります。
(お問い合わせ先)
大阪ガスネットワーク株式会社 電話:06-6202-2141</p> <p>7 対象地の地下には、電話線が埋設されています。詳細な埋設箇所の確認や、その付近の掘削等を行う場合には株式会社NTT西日本にお問い合わせください。また、対象地東側付近にはマンホールが設置されています。また、これらの関係者が立ち入ることがあります。マンホール上には物件を置かないようにし、さらに上記の者による実地調査等で対象地にある施設が支障となる場合は、施設の撤去または移動をお願いします。なお、撤去又は移動等に必要な費用等については、占有者の負担となります。
(お問い合わせ先)
株式会社NTT西日本社外工事立会センター 電話 06-4258-4041</p> <p>8 対象地付近には信号機が設置されており、地下には配線が埋設されています。詳細な埋設箇所の確認や、その付近の掘削等を行う場合には大阪府高石警察署にお問い合わせください。また、対象地北西部にはマンホールが設置されており、これらの関係者が立ち入ることがあります。マンホール上には物件を置かないようにし、さらに上記の者による実地調査等で対象地にある施設が支障となる場合は、施設の撤去または移動をお願いします。なお、撤去又は移動等に必要な費用等については、占有者の負担となります。
(お問い合わせ先)
大阪府高石警察署交通課 電話:072-265-1234(代)</p> <p>9 フェンス等で対象地を囲み施錠する場合は、4～8記載の各事業者が地震発生時等の緊急時又は通常の保守点検業務等の維持管理業務ができるよう、合鍵を貸与願います。</p> <p>10 対象地の実地調査等を行うため、大阪府職員又は大阪府の受注業者が対象地に立ち入ることがあります。上記の者による実地調査等で対象地にある施設が支障となる場合は、施設の撤去又は移動をお願いします。なお、撤去又は移動に必要な費用等は、全て占有者の負担となります。</p> | <p>11 橋梁などの管理施設は定期的に点検を実施しており、その結果により補修が必要となる場合があります。また、緊急時には点検や補修を実施することがあります。ついては、点検や補修工事において、一定の期間、占用不可となる箇所が生じることとなりますが、その占用料や補償などを大阪府において負担することはできませんので、あらかじめご了承ください。なお、点検及び補修工事等の際には、占用許可条件に基づき、現地にある物の撤去や移動をしていただくことがあります。その際に発生する費用等については、占有者の負担となります。橋梁周辺の利用にあたっては、大阪府鳳土木事務所と協議してください。
(お問い合わせ先)
大阪府鳳土木事務所 維持保全課 電話 072-273-0123(代)</p> <p>12 対象地には過去の公募により落札された現占有者がいます。現占用期間は最長で令和8年3月31日までとなっておりますので、本公募による占用開始日は令和8年4月1日からとなります。また、現地に設置されている施設の一部は、現占有者の所有施設となりますので、それらの施設を継続して使用される場合は、占用開始日までに予め現占有者と譲渡等の協議を行ってください。なお、大阪府は現占有者と本公募により決定された占有者との譲渡契約等には一切関与しません。
また、大阪府所有の施設のうち、対象地の北側および南側に設置されていたガードレールと東側に設置されていた管理柵については、本来対象地を取り囲む形で設置されていましたが、現在一部撤去された状態で現占有者が使用しています。これらのガードレールおよび管理柵についても、本公募により決定された占有者の占用期間満了等による原状回復措置の対象となりますので、原状回復に当たっては対象地を取り囲むような形でガードレールおよび管理柵を設置してください。</p> <p>13 高架下は、天井から水滴が落ちることがあります。また、場所により橋梁から石灰水の落下がありますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>14 対象地の上にある高架橋及び橋脚付近にハトなどの野鳥が飛来し、これらの糞が対象地に落下することがありますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>15 土地利用に関する隣接土地所有者、近隣住民及び関係機関等との調整は、全て占有者において行ってください。</p> <p>16 対象地外の府所有地(ガードレールおよび管理柵の周辺など)の損傷等について、対象地の占用に起因する場合、占有者に復旧を求めることがあります。</p> |
|--|--|

(1)位置図 (物件番号:第2号)



出典:国土地理院ウェブサイト



出典:国土地理院ウェブサイト

(2) 平面図・丈量図 (物件番号: 第2号)

